

# 平成27年国勢調査が実施されます！

平成27年10月1日を調査期日として、5年に一度の国勢調査が実施されます。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします！

## 国勢調査とは

国勢調査は、統計法に基づき、国内の人口および世帯の実態を把握するとともに、さまざまな行政施策などの基礎資料を得ることを目的として実施される国の最も重要な統計調査です。



大正9年（1920年）を第1回として5年ごとに実施されており、今回の国勢調査は20回目になります。調査は、平成27年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人（外国人を含む）および世帯を対象に行われます。今年度はインターネットでの回答が可能になりました。パソコンやスマートフォンで回答ができます。

## オンライン調査の推進

今回の国勢調査では、オンライン調査（インターネット回答）が初めて全国展開されます。

平成27年国勢調査においては、情報通信技術の進展状況を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成を行い、国民の負担軽減・利便性の向上を図る目的で、初めて全世帯を対象として、オンライン調査を実施します。オンラインによる回答数は1千万世帯を超えるものと想定しており、世界最大級の規模となります。パソコンやスマートフォンなどから24時間いつでもお手軽に回答できるようにいたします。オンライン回答の推進にご協力をお願いします。

**1 便利で簡単**

- ・24時間いつでも回答できます。
- ・スマートフォンならどこからでも回答できます。

**2 正確で効率的な統計を作成**

- ・自動チェック機能により、結果制度が向上します。

## 調査の流れ

国勢調査は、次の流れで実施されます。  
**総務省 ↓ 都道府県 ↓ 市町村 ↓ 指導員（※） ↓ 調査員（※） ↓ 各世帯**  
 ※指導員および調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

今回の国勢調査では、オンライン調査（インターネット回答）が先行実施されます。9月上旬頃から、調査員が各世帯を訪問し、「インターネット回答の利用案内」などを配布します。

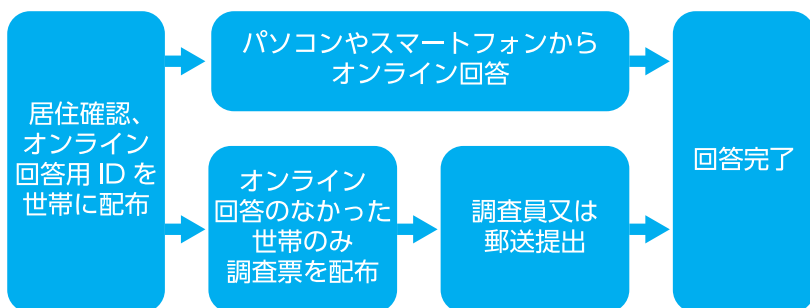
その後、インターネットで回答されなかった世帯に、改めて調査員が訪問し、調査票（紙）を配布します。

## 調査スケジュール

- 9月上旬 調査員が担当調査区の確認
- 9月10日（木）～ 各世帯に「インターネット回答の利用案内」などを配布
- 9月10日（木）～ 20日（日） インターネット回答期間
- 9月26日（土）～ 30日（水） インターネットで回答されなかった世帯に調査票を配布
- 10月1日（木）～ 7日（水）

調査票の回収  
 10月8日（木）～ 10日（土）  
 調査票提出の確認状の配布  
 10月18日（日）～ 20日（火）  
 調査票未提出世帯からの回収

▼調査の回答方法  
 調査に回答いただく際には、「インターネット回答」、「郵送提出」、「調査員への直接提出」のいずれか1つを選択できます。



## 【インターネット（パソコン、スマートフォンなど）で回答する】

調査員がすべての世帯を訪問し、「インターネット回答の利用案内」などを配布しますので、そこに記載されている「ID」と「パスワード」を使用し、インターネットで回答してください。インターネットにより回答いただいた世帯は、調査が終了となります。

なお、インターネットで回答できる期間の月10日（木）～20日（日）が定められていますので、注意してください。



## 【調査票を郵送で提出する】

インターネットで回答されなかった世帯に、調査員が訪問し、紙の調査票を配布します。

調査票と一緒に配布した返信用封筒を使用し、郵送により提出することもできますので、その旨、調査員に伝えてください。

なお、郵送提出の送付先は「平成27年国勢調査 調査事務局（総務省統計局国勢統計課）」宛となり、郵送料金はかかりません。



## 【調査票を調査員に直接提出する】

インターネットで回答されなかった世帯に調査員が訪問し、紙の調査票を配布します。

調査員に直接提出される場合は、調査票の回収日を調査員と調整してください。なお、調査票の提出にあたっては、封筒に封入するかしないかを、各世帯で選択することができます（任意封入方式）。封入して調査員に提出した場合は、調査員が調査票の内容を確認することはありません。



## 調査項目

今回の国勢調査は、次の17項目により実施します。

### ▼世帯員に関する事項

「氏名」、「男女の別」、「世帯主との続柄」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「国籍」、「現在の場所に住んでいる期間」、「5年前はどこに住んでいましたか」、「9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」、「従業地又は通学地」、「勤め先、業主などの名称及び事業の内容」、「本人の仕事の内容」の13項目

### ▼世帯に関する事項

「世帯員の数」、「住居の種類」、「住宅

の建て方」、「世帯の種類」の4項目

## 守秘義務（個人情報保護）について

調査関係者が調査票に記入された内容を他に漏らしたり、調査票を統計作成の目的以外に使用したりすることは、統計法で固く禁じられています。また、オンライン調査における通信は、すべて暗号化（SSL方式）されているとともに、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理されます。

## 調査結果の利用

国勢調査の結果は、さまざまな施策などに利用されます。

### ▼法律などに基づく利用

都道府県や市町村の議員定数の決定、地方交付税の算定基準など

### ▼行政施策などへの利用

少子・高齢化対策、雇用対策、防災計画の策定など

### ▼学術、教育、民間など幅広い分野での利用

人口学、経済学、社会学等の学術研究をはじめ、将来推計人口などの基礎資料、民間企業での需要予測や店舗の立地計画など

## 「かたり調査」にご注意を！

国勢調査の実施時期に合わせ、調査員を装って調査票をだまし取ろうとしたり、個人情報を引き出そうとする、いわゆる「かたり調査」が発生する恐れがあります。被害に遭わないよう、次の点に注意してください。

- ① 調査員が所持している調査員証を確認してください
  - ② 国勢調査は、電話や電子メールで行われることはありません
  - ③ 国勢調査には、預金や収入などに関する調査事項はありません
  - ④ 調査票の提出箱が共同住宅の共用玄関などに設置されていても利用しないでください
  - ⑤ 国勢調査で金品を要求することはありません
- 不審に思われることがありましたら、役場企画観光課または県統計調査課までご連絡ください。

### 〈問い合わせ〉

県統計調査課  
TEL 096(333)2178  
役場 企画観光課企画係  
TEL(67)2230